

## 和木町住宅建設資金利子補給制度について

和木町では、良質な住宅の建設の促進を図るために、町内に住宅を建設、又は町内に建設された新築住宅を購入するための資金を金融機関等から借り入れた方にその借入額に対する利子の一部を助成しています。

### <利子補給対象の住宅>

申請者が居住する建物で、床面積が60㎡以上ある一戸建ての建物

### <利子補給の対象者>

補給対象住宅を新築した方、又は新築の住宅を購入した方で、金融機関等からその建築又は購入のための資金を借り入れた方

### <利子補給金の交付対象期間>

人が補給対象住宅に居住を開始した月、又は借入金の償還を始めた月から36月間

### <利子補給金の額>

利子補給金の交付対象期間に償還した利子補給の対象額に対する償還金のうち利子に相当する額で月額5,000円が限度

### <利子補給制度の認定申請>

申請書は、補給対象住宅に新たに人が居住を開始した日から2ヶ月以内に、別紙「和木町住宅建設資金利子補給住宅認定申請書」に次の各号に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図(2面以上)
- (5) 建築確認申請書の写し(表紙及び建1から建6含む)

- (6) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証及び建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証
- (7) 補給対象住宅にかかる借入金の額、金利、償還期間及び償還方法等を明示した金融機関等との契約書の写し
- (8) 居住者の住民票の謄本
- (9) 補給対象住宅を新築した場合には、工事の請負契約書の写し、補給対象住宅を購入した場合には、建物の売買契約書の写し

#### <利子補給金の請求>

利子補給住宅の認定の通知を受けた方は、認定の翌年度より、「和木町住宅建設資金利子補給金交付申請書」に次に掲げる書類を添えて交付申請をしてください。

なお、申請書は、担当課から申請の時期にお送りいたします。

- (1) 前年の4月1日から当年の3月31日までの間に支払った償還金の額及び償還金のうちの利子相当額並びに償還日における償還元金の額を明示した金融機関等の証明書